## ⑩家庭裁判所の審判分割による場合にご用意いただく書類です。

	必要書類等	準備されるにあたっての注意事項	備考	確認欄
1	審判書	審判書正本または、謄本が必要です。	家庭裁判所で各種書類 をお取り寄せください。	
2	審判確定証明書	審判確定証明書が必要です。	家庭裁判所で各種書類 をお取り寄せください。	
3	相続手続依頼書	特定相続人の署名・実印の押捺をお願い 致します。	当庫窓口でお受け取 りください。	
4	相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内)	預金を相続する人の印鑑登録証明書が必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書が発行されない方、または、発行できない方は、その居住している国の大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。	現住所の市区町村役 場でお取り寄せくだ さい。	
5	住民票の写し	預金を相続する人の住所と印鑑登録証明 書の住所が相違している場合などに必要 となります。	現住所の市区町村役 場でお取り寄せくだ さい。	
6	<預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュ カード <貸金庫の場合> 鍵・カード <カードローンの場合> ローンカード <出資金> 出資証券・会員カード	全ての通帳・証書・カードなどが必要です。	当庫窓口でご確認ください。	
		別途解約届が必要です。 マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金	当庫窓口でお受け取 りください。	
7	預金を相続する人の実印 取引印	預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる場合は取引印の登録が必要となります。		